

[事案 2021-304] 契約取消請求

・令和 4 年 5 月 31 日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 2021-305] の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

契約した覚えがないこと等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 11 月に契約した他社の医療保険および平成 26 年 1 月に契約した他社のがん保険（あわせて「申立外契約」）を解約して、平成 27 年 12 月に契約した医療保険について、以下等の理由により、契約を取り消して、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人が自宅に来て手続をした記憶は夫婦ともになく、健康食品のセミナー会場に夫婦で行ったと思う。
- (2) 申立外契約を解約したことは知らない。当時自分は 81 歳であり、説明には 79 歳の配偶者が同席していたが、夫婦とも理解できていない。
- (3) 募集人から、申立外契約は入院 5 日目から入院給付金が支払われる内容であり、本契約は入院 1 日目から支払われると聞いたが、申立外契約も 1 日目から支払われる内容であった。

<保険会社の主張>

申立人の請求を認諾することにより解決を図りたい。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。